米子市社会福祉協議会役員及び評議員等報酬等支給規程

（目的）

第１条　この規程は、米子市社会福祉協議会役員及び評議員等に対する報酬等を支給するために必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　役員、評議員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

（１）会長に支給する報酬等は報酬のみとし、月額80,000円とする。

（２）常勤役員については、報酬、通勤手当及び期末手当を支給し、報酬の額は月額294,900円以下とする。通勤手当は職員の例による。なお、会長が必要と認めた場合は、退職金を支給することができる。

（３）非常勤役員、評議員等がその職務のため、会議に出席したときは、次の表の支給基準及び支給額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 役　職　名 | 支　給　額　　 |
| 理　事 | 会議等出席1回につき、２，０００円 |
| 監　事 | 会議等出席1回につき、２，０００円 |
| 評議員 | 会議等出席1回につき、２，０００円 |
| その他の委員 | 会議等出席1回につき、２，０００円 |

(報酬等の支給方法)

第３条　常勤役員に対する報酬等の支給時期は、米子市社会福祉協議会職員の例による。

２　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第４条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則

　この細則は、平成17年4月1日から施行する。

　附　則

　この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

　この細則は、平成22年6月23日から施行する。

附　則

　この細則は、平成28年6月1日から施行する。

附　則

　この細則は、平成29年4月1日から施行する。

　平成29年6月20日開催の評議員会で承認。

附　則

　この細則は、平成31年4月1日から施行する。

　附　則

　この規程は、令和4年6月22日から施行する。

附　則

　この規程は、令和7年4月1日から施行する。